

秋田市民俗芸能伝承館清掃業務仕様書

この仕様書は、秋田市民俗芸能伝承館の清掃作業の大要を示すものであり、施設が博物館等の類似施設であることの特殊性を十分認識し、注意を怠ることなく作業にあたること。また、指定箇所的一般清掃および定期清掃については、良好な環境衛生の維持と建築物および物品等の保全に努めるとともに、労働安全衛生法等の関係法規を遵守し、安全管理に万全を期して所定の業務を行うものとする。

1 施設名および所在地

- (1) 施設名 秋田市民俗芸能伝承館(以下「伝承館」という。)
- (2) 所在地 秋田市大町一丁目3番30号

2 業務委託期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

3 作業内容

(1) 基本事項

- ア 建物の各材質の特性や使用状況を充分検討し、最適の清掃消耗品・資材を選定し、使用すること。
- イ 清掃業務遂行上必要な経費のうち、トイレットペーパー等の原材料費、光熱水費および従事者の控室の維持に関する経費は委託者の負担とする。これ以外の経費は受託者の負担とする。
- ウ 従事者の人員は、別紙清掃作業基準表(以下「基準表」という。)に基づく最低必要人員以上とする。
- エ 学歴・性別は特に問わないが、伝承館の特殊性を認識する健康な者とする。
- オ 従事者は、前項の者の中から厳選し、氏名と年齢を書面をもって提出すること。

(2) 従事者の職務は、次のとおりとする。

- ア 担当業務に精通するとともに、常に規律を守り品位を保ち、伝承館の利用者に対し、明朗親切に対応すること。
- イ 勤務中の火災・盗難および事故等の防止には十分注意し、安全作業に努めること。
- ウ 建物、物品およびその他の破損等の異常箇所を発見したときは、直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- エ 防火管理については、伝承館の防火管理者が定める計画に従う

こと。

オ 事故防止には万全を期し、万一事故が発生した場合は、委託者に通報するとともに、迅速かつ適切な措置を講じ事態の拡大防止に努めること。

カ 災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときは、警戒体制をとり事故の防止に万全を期すること。

4 清掃業務内容

(1) 清掃業務内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 伝承館の各種清掃に関すること。

イ 清掃衛生関係機器および消耗品の管理（点検・調整・整備・配置および補充）に関すること。

ウ 塵芥の収集処理に関すること。

(2) 清掃業務は、次の基準に基づき履行するものとする。

ア 一般事項

(ア) 清掃業務は毎週水曜日および年末年始（12月29日から1月3日まで）を除き毎日行うこと。なお、水曜日が休日の場合は、その翌日とする。

ただし、委託者の承諾を得て業務日を変更することができる。

(イ) 業務時間は、午前8時30分から午後3時30分までとする。（1時間の休憩時間を含む）。

ただし、委託者の承諾を得て作業時間を変更することができる。

(ウ) 清掃作業実施にあたっては、伝承館の業務に支障のないように十分留意すること。

(エ) 通行の頻繁な箇所および汚れの著しい箇所は常に巡回し、随時必要な清掃を行い清潔な状態を保つこと。

(オ) 清掃器具の取扱いによる衝撃・湿気等で機械器具物品等を損傷させないこと。

(カ) 引火性ベンジン・ガソリン等の薬品は絶対使用しないこと。

(キ) 電気・水道の使用については極力節約に努めること。

(ク) 清掃作業の工程は基準表のとおりとするが、作業回数はすべて標準的なものであり、使用度数および汚れの度合いにより回数を増減し、全体として平均回数を保つこと。

(ケ) トイレットペーパーおよび手洗い用石鹼類は、委託者が支給するものを用い、その補充に十分留意すること。

(コ) 清掃対象面積 1,340.02㎡

イ 一般清掃

(ア) 塵払い

塵払いには、必ず真空掃除機を使用すること。

(イ) 床清掃

a 石質床およびビニールタイル等の床で伝承館の指示する箇所は真空掃除機を用い、その他は固くしぼった水拭きモップで塵を除去すること。この場合において、容易に移動できる椅子等の物品類は移動のうえ入念に清掃すること。

b じゅうたん敷床は、真空掃除機で丁寧に集塵を行い、毛を損傷しないように織り目に従って数回繰り返して入念に掃除すること。

c 畳は、畳の清掃用具で丁寧に集塵を行い、畳を損傷しないように織り目に従って入念に掃除すること。

(ウ) 壁および窓の清掃

手の届く範囲の壁および窓は、塵埃を払い、必要な場合は、清水で雑巾がけをすること。

(エ) 便所の清掃

a 便所は随時見回り、汚れを発見した場合は、直ちに掃除すること。

b 便器・洗面器・汚物捨器類は、丁寧に水洗いのうえ布拭きをすること。

(オ) 湯沸室および湯沸器類

a 湯沸室の床は丁寧に掃除し、水垢等が付着しないようにすること。

b 湯沸室の茶がら等は所定の場所に捨て、容器は水洗いのうえ、所定の位置に置くこと。

(カ) その他

a ドア金具・階段金具・その他の金具は乾布で磨き出しすること。

b 各出入口に備付けのマットは、泥塵等を取り除き、更に洗淨のうえ乾燥させて備え付けておくこと。

c 各室の屑籠の屑は、可燃性のものと不燃性のものとに分類して処理すること。

d 集めた屑、塵芥はまとめて所定の場所まで搬出すること。

e 玄関前等の石質部分は、塵芥を除去し、状況に応じて散水または水洗いすること。

f 生垣・駐車場等建物の外回りの清掃も行うものとし、屑および塵芥を除去するとともに、たばこの吸殻は所定の場所に捨て、容器は水洗いのうえ所定の位置に置くほか、掲示板等の物品については、伝承館内の物品と同様の方法で掃除すること。

ウ 定期清掃

清掃作業基準表に基づくものとし、実施日については協議のうえ決定すること。

(ア) 高所作業のガラス清掃については年1回とし、安全管理等について十分に配慮し、労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守するとともに器具類を点検し、安全管理に万全を期して業務を行なうこと。

(イ) ワックス塗布およびカーペット洗浄クリーニングは年2回とし、この場合、容易に移動できる椅子等の物品は移動のうえ、入念に掃除すること。

エ 施設の利用状況

一日あたりの施設利用人数は平均100人とする。

5 委託業務完了報告

受託者は、一般清掃および定期清掃業務について、月毎に業務完了報告書を委託者に提出し、確認を受けるものとする。なお、委託業務に関する関係法令に基づく手続きまたは提出書類の作成等は受託者の負担において行うものとする。

6 その他定めのない事項について

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して定める。

7 清掃作業基準表

別紙による

秋田市民俗芸能伝承館清掃作業基準表1

○1日1回 □随時 △年2回

階 番	別 号	1 階									2 階					3 階					
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
箇所別		ふれあい竿燈広場	展示ホール	事務室	身障用・男女トイレ	機械室	湯沸室	通路	階段	清掃人控室	正面玄関回り	駐車場	第1展示室	映像室	ロビー	通路	階段	第2展示室	ロビー	通路	階段
仕上区分 清掃方法		ビニールタイル	ビニールタイル	ビニールタイル	磁器質タイル	コンクリート	ビニールタイル	ビニールタイル	ビニールタイル	カーペット・板敷	磁器質タイル	アスファルト舗装	カーペット	カーペット	カーペット	カーペット	ビニールタイル	カーペット	カーペット	カーペット	ビニールタイル
真空掃除機による床清掃												○	○	○	○		○	○	○		
床の掃き拭きによる清掃		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○				○
モップによる水拭き清掃		○	○	○	○		○	○	○							○					○
床面洗浄ワックス塗布清掃		△	△	△				△	△							△					△
机、テーブル雑巾がけ清掃				○																	
カーペット洗浄クリーニング												△	△	△	△		△	△	△		
物品、什器の除塵、拭き清掃		□	□									□	□	□	□		□	□	□		
衛生陶器、鏡みがき清掃					○																
紙屑、吸殻灰皿清掃、処理				○		○				○	○										
手摺りの拭き掃除		□	□						□							□					□
流し台、湯沸器の清掃						○															

秋田市民俗芸能伝承館清掃作業基準表2

○1日1回 □随時 △年2回

階 番	別 号	4 階						5 階						36			
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32		33	34	35
箇所別		第1会議室	第1練習室	第2練習室	ロビー	通路	階段	湯沸室	男女トイレ	第2会議室	第3練習室	ロビー	通路	階段	湯沸室	男女トイレ	外回り
仕上区分 清掃方法		和室畳	カーペット	カーペット	カーペット	カーペット	ビニールタイル	カーペット	ビニールタイル	和室畳	能舞台ひのき・畳	カーペット	木製	ビニールタイル	木製・カーペット	ビニールタイル	
真空掃除機による床清掃			○	○	○	○		○				○					
床の掃き拭きによる清掃		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
モップによる水拭き清掃							○		○	□			○		○		
床面洗浄ワックス塗布清掃						△							△				
机、テーブル雑巾がけ清掃		○	○	○					○								
カーペット洗浄クリーニング			△	△	△	△					△						
物品、什器の除塵、拭き清掃		□	□	□	□	□			□	□	□	□					
衛生陶器、鏡みがき清掃								○								○	
紙屑、吸殻灰皿清掃、処理					○			○							○		
手摺りの拭き掃除						□							□				
流し台、湯沸器の清掃								○							○		

高所内外ガラス(年1回)				
東側 (正面)	西側 (裏側)	南側	北側	計
二七六	二〇	一〇四	一〇〇	五〇〇
平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル

施設の概要

名称 秋田市民俗芸能伝承館
 所在地 秋田市大町一丁目3番30号
 敷地面積 812.41㎡
 総工事費 371,366千円
 開館 平成4年8月4日

1. 建物の概要

階数	床面積	構造	着工	竣工
1	403.36㎡	鉄骨造	平成3年 7月30日	平成4年 3月30日
2	178.25㎡			
3	139.85㎡			
4	296.60㎡			
5	296.60㎡			
塔屋	25.36㎡			
合計	1,340.02㎡			

2. 設備の概要

空調設備

空調方式 空冷インバータパッケージ方式
 空調設備 室外機5台、室内機16台

給水衛生設備

給水設備 水道本管より200mmより25mm分岐し、直結給水
 排水設備 汚水雑排水/屋内分流屋外合流。下水本管300mmに接続
 給湯設備 電気温水器(貯湯式電気湯沸器3台)

電気設備

受電電圧 交流3相3線式50ヘルツ6.6KV
 変電室 キュービクル式24㎡ 天井高3.05m
 変圧器 動力用/3φ6.6KV/210V 100KVA1台
 電灯用/1φ6.6KV/210-105V 50KVA1台
 高圧コンデンサー/ 30KVA1台
 低圧回路 電灯/1φ3W 200/100V 動力/3φ3W 210V
 低圧負荷設備 電灯 53.5KVA 動力 138.3KW
 自動火災報知設備 受信機P型1級20回線(防火扉連動)、煙感知器39個、熱感知器13個
 電話設備 電子交換機(内線12回線、局線4回線)、電話機10台
 テレビ共聴設備 アンテナVHF12素子、UHF20素子、BS、直列ユニット4台

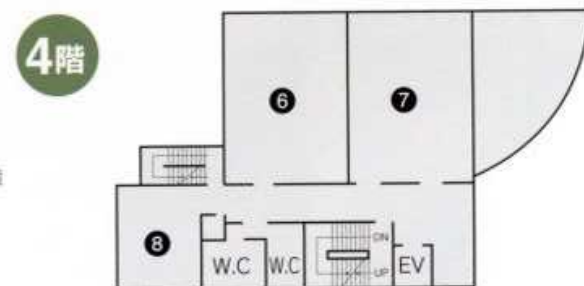
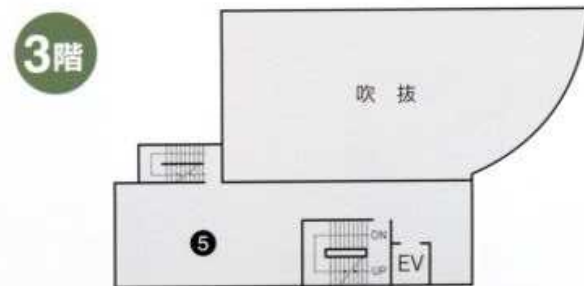
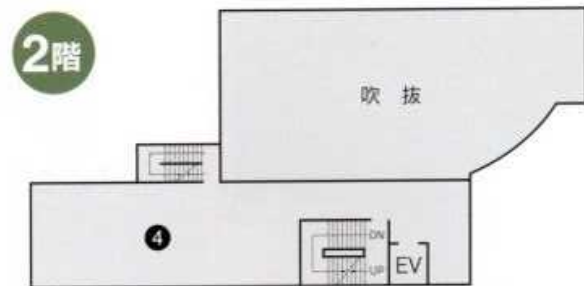
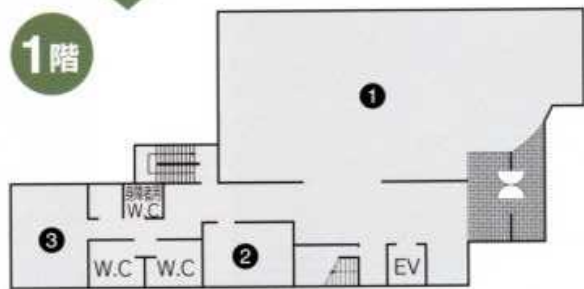
昇降機設備

乗用エレベーター 油圧式エレベーター、身障者(車椅子)兼用型11人乗
 積載量/750kg 速度/60m/分
 地震管制運転、停電時自動着床装置付、停止層/5カ所
 層サイズ 幅1400×奥行1350×高さ2250
 開口部サイズ 幅800×高さ2100
 非常連絡 インターホン
 電動機5.5KW、電源/3相200V50ヘルツ

3. 工事関係者

設計監理 秋田県建築設計事業協同組合
 工事監理 秋田市建設部建築課
 建築工事 加藤建設㈱
 機械設備工事 互幸設備工業㈱
 電気設備工事 本荘電気工業㈱
 昇降機設備工事 フジテック鶴仙台支店
 電話設備工事 日本電気㈱秋田支店

平面図



①展示ホール	212.92㎡
②事務室	20.61㎡
③機械室	30.08㎡
④第1展示室	80.00㎡
⑤第2展示室	57.60㎡
⑥第1練習室	75.00㎡
⑦第2練習室	82.50㎡
⑧第1会議室	26.00㎡
⑨第3練習室	159.00㎡
⑩第2会議室	21.60㎡

旧金子家住宅清掃業務仕様書

この仕様書は、旧金子家住宅の清掃作業の概要を示すものであり、施設が秋田市指定有形文化財であることの特殊性を十分認識し、注意を怠ることなく作業にあたること。また、指定箇所的一般清掃および定期清掃については、良好な環境衛生の維持と建築物および物品等の保全に努めるとともに、労働安全衛生法等の関係法規を遵守し、安全管理に万全を期して所定の業務を行うものとする。

1 施設名および所在地

(1) 施設名 旧金子家住宅

(2) 所在地 秋田市大町一丁目3番31号

2 業務委託期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

3 作業内容

(1) 基本事項

ア 建物の各材質の特性や使用状況を充分検討し、最適の清掃消耗品・資材を選定し、使用すること。

イ 清掃業務遂行上必要な経費のうち、トイレットペーパー等の原材料費、光熱水費および従事者の控室の維持に関する経費は委託者の負担とする。これ以外の経費は受託者の負担とする。

ウ 従事者の人員は、別紙清掃作業基準表（以下「基準表」という。）に基づく最低必要人員以上とする。

エ 学歴・性別は特に問わないが、旧金子家住宅の特殊性を認識する健康な者とする。

オ 従事者は、前項の者の中から厳選し、氏名と年齢を書面をもって提出すること。

(2) 従事者の職務は、次のとおりとする。

ア 担当業務に精通するとともに、常に規律を守り品位を保ち、旧金子家住宅の利用者に対し、明朗親切に対応すること。

イ 勤務中の火災・盗難および事故等の防止には十分注意し、安全作業に努めること。

ウ 建物、物品およびその他の破損等の異常箇所を発見したときは、直ちに委託者に報告すること。

エ 防火管理については、防火管理者の定める計画に従うこと。

オ 事故防止には万全を期し、万一事故が発生した場合は、委託者に通報するとともに、迅速かつ適切な措置を講じ事態の拡大防止に努めること。

カ 災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときは、警戒体制をとり事故の防止に万全を期すること。

4 清掃業務内容

(1) 清掃業務内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 旧金子家住宅の各種清掃に関すること。

イ 清掃衛生関係機器および消耗品の管理（点検・調整・整備・配置および補充）に関すること。

ウ 塵芥の収集処理に関すること。

(2) 清掃業務は、次の基準に基づき履行するものとする。

ア 一般事項

(ア) 清掃業務日は年末年始（12月29日から1月3日）を除き、次のとおりとする。

ただし、委託者の承認を得て業務日を変更することができる。

a 5月1日から10月末日までは、毎週月曜日、水曜日、金曜日とする。

b 4月1日から4月末日まで、および11月1日から3月末日までは毎週月曜日のみとする。

(イ) 業務時間は午前8時30分から午前11時30分までとする。

ただし、委託者の承認を得て業務時間を変更することができる。

(ウ) 清掃作業実施にあたっては、旧金子家住宅の業務に支障のないように十分留意すること。

(エ) 通行の頻繁な箇所および汚れの著しい箇所は常に巡回し、随時必要な清掃を行い清潔な状態を保つこと。

(オ) 清掃器具の取扱いによる衝撃・湿気等で機械器具物品等を損傷させないこと。

(カ) 引火性ベンジン・ガソリン等の薬品は絶対使用しないこと。

(キ) 電気・水道の使用については極力節約に努めること。

(ク) 清掃作業の工程は基準表のとおりとするが、作業回数はすべて標準的なものであり、使用度数および汚れの度合いにより回数を増減し、全体として平均回数を保つこと。

(ケ) トイレットペーパーおよび手洗い用石鹼類は、委託者が支給するものを用い、その補充に十分留意すること。

(コ) 清掃対象面積 550㎡

イ 一般清掃

(ア) 塵払い

塵払いには、必ず真空掃除機を使用すること。塵払いの際、近くの物品その他に堆積した塵埃は同時に除去すること。

(イ) 土蔵および土間清掃

a 板張り床で委託者が指示する箇所は真空掃除機を用い、その他は固く絞った水拭きモップで塵を除去すること。この場合、容易に移動し得る椅子等の物品類は移動のうえ、入念に清掃すること。

b 土間の箇所は庭箒による除塵を行い物品は乾布および塵払いをすること。

(ウ) 和室清掃

畳は、畳の清掃用具で丁寧に集塵を行い、畳を損傷しないように織り目に従って数回繰り返して入念に掃除すること。

(エ) 壁および窓の清掃

壁および窓は、手の届く範囲で塵埃を払い、必要な場合は、清水で雑巾がけをすること。

(オ) 便所の清掃

a 便所は随時見回り、汚れを発見した場合は、直ちに掃除すること。

b 便器・洗面器・汚物捨器類は、丁寧に水洗いのうえ布拭きをすること。

(カ) 湯沸室

a 湯沸室の床は、丁寧に拭き掃除をし水垢等が付着しないようにすること。

b 湯沸室の茶がら等は所定の場所に捨て、容器は水洗いのうえ所定の位置に置くこと。

(キ) その他

a ドア金具やその他の金具は乾布で磨き出しすること。

b 各出入口に備付けのマットは、泥塵等を取り除き、洗浄のうえ乾燥させて備え付けておくこと。

c 各室の屑籠の屑は、可燃性のものと不燃性のものとに分類して処理すること。

d 集めた屑、塵芥はまとめて所定の場所まで搬出すること。

- e 玄関前等の石質部分は、塵芥を除去し、状況に応じて散水又は水洗いすること。

ウ 定期清掃

清掃作業基準表に基づくものとし、実施日については協議のうえ決定すること。

(ア) ワックス塗布は年2回とし、この場合、容易に移動できる椅子等の物品は移動のうえ、入念に掃除すること。

(イ) 窓ガラスの清掃は年2回とし、いずれも石けん水又は薬液類（サッシに有害なものは除く）で拭き、更に乾布で磨くこと。

エ 防塵マットの設置

防塵マット（150×180×0.5cm）を出入口1か所に設置し、汚損の際は清掃・交換すること。

オ 施設の利用状況

一日あたり施設利用人数は平均100人とする。

5 委託業務完了報告

受託者は、一般・定期清掃業務について、月毎に業務完了報告書を委託者に提出し、確認を受けるものとする。なお、委託業務に関する関係法令に基づく手続きまたは提出書類の作成等は受託者の負担において行うものとする。

6 その他定めのない事項について

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して定める。

7 清掃作業基準表

別紙による

旧金子家住宅清掃作業基準表

○1日1回 □随時 △年2回

階 番	別 号	1 階							2 階								
		1 畳敷部屋	2 板敷部分	3 展示ケース・物品等	4 土間	5 流し台	6 トイレ	7 窓ガラス	8 畳敷部屋	9 板敷部分							
箇所別																	
仕上区分 清掃方法		和室畳敷	縁側・土蔵・杉板	ガラス・木質等	黒土	ステンレス・木棚	陶器・磁器タイル	木枠・ガラス					和室畳敷	座敷・縁側・板張			
		真空掃除機による床清掃	○	○			○	○						○	○		
床の掃き拭きによる清掃	○	○		○	○	○						○	○				
モップによる水拭き清掃		○			○	○											
床面洗浄ワックス塗布清掃		△			△												
机、テーブル雑巾がけ清掃	○	○															
物品、什器の除塵、拭き清掃	□	□	□		□	□											
衛生陶器、鏡みがき清掃						○											
紙屑、処理、清掃	○					○											
手摺りの拭き掃除	□	□															
流し台、湯沸器の清掃					○												
窓ガラスの拭き磨き清掃							△										

施設の概要

名称 旧金子家住宅
 所在地 秋田市大町一丁目3番31号
 敷地面積 508.67㎡
 総工事費 138,021千円
 開館 平成17年7月28日

1. 建物の概要

	桁行 (両端柱間奥行)	梁間 (両端柱間間口)	構造	延床面積
住居(主屋)	27.250m	6.890m	木造二階建	260.15㎡
座敷	8.185m	6.890m	木造平屋建	56.39㎡
土蔵	13.350m	5.290m	土蔵二階建	141.24㎡
土蔵鞘	17.720m	7.890m	木造	—

2. 設備の概要

給水衛生設備

給水設備 水道本管より100mmより20mm分岐し、直結給水
 排水設備 汚水雑排水150mmより下水本管350mmに接続
 給湯設備 電気温水器(貯湯式湯沸器1台)

電気設備

自動火災報知設備 受信機P型2級、煙感知器9個、熱感知器32個

3. 工事関係者

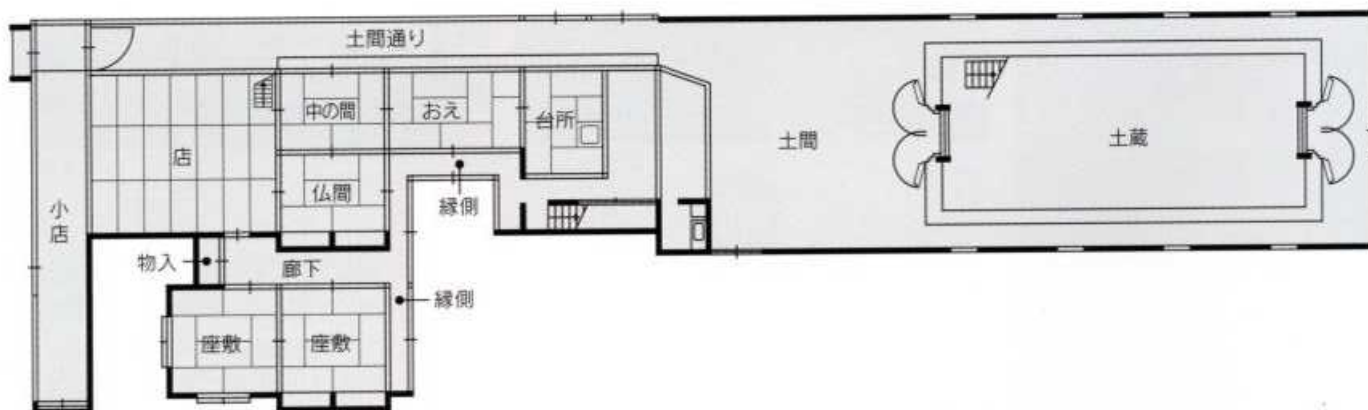
設計監理 ㈱DAN建築設計事務所
 工事監理 秋田市建設部建築課
 施工請負者 ㈱小南工務店

平面図

2階



1階



設 計 書

工 種	民伝 - 業務委託									
委託番号	第 1 号									
年 度	平成29年度	作成年月日	平成29年12月26日		委 託 概 要					
業 務 委 託 名	秋田市民俗芸能伝承館・旧金子家住宅清掃業務委託			<p style="text-align: center;">一般清掃業務（博物館類似施設）</p> <p>秋田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例に基づき、3年間の継続契約とする。</p> <p style="text-align: center;">（年度別内訳）</p> <p style="text-align: right;">30年度 円</p> <p style="text-align: right;">31年度 円</p> <p style="text-align: right;">32年度 円</p>						
委 託 場 所	秋田市大町一丁目3番30号、3番31号									
設 計 金 額										
財 源（補助）区 分	国補	・	県補						・	（市単）
委 託 期 間	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで									

明 細 書

名 称	品 種	形 状 寸 法	単 価	金 額 (円)	適 用
秋田市民俗芸能伝承館・旧金子家住宅清掃業務委託	対象物件	民俗芸能伝承館・旧金子家住宅 (博物館等類似施設)			
		1,340㎡ 550㎡			
1 人件費	給与	1	式		
2 物件費	消耗品費等	1	式		
3 定期清掃	民俗芸能伝承館・旧金子家住宅	1	式		
4 管理費					
年額小計					
消費税					8%
合 計	年 額				
	3 年 期 間	3	年 額		

消耗品・資材内訳

品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
消 耗 品						
フロアクリーナー	18ℓ缶	1	缶			
タオル	10枚入	2	袋			
T字モップ		2	本			
樹脂用洗剤	18ℓ缶	1	缶			
タワシ		4	個			
トイレ洗剤		3	本			
ポリシャブラシ	12インチ	1	個			
クレンザー		4	本			
スチールウールタワシ	10個入	3	袋			
ワックス	水性18ℓ缶	0.5	缶			
自在ホーキ	45cm	1	本			
バケツ	8ℓ	2	個			
化学モップ	90cm	2	本			
帯電剤	300mg	1	缶			
土間ホーキ		1	本			
作業服上下		1	着			
ポリシャ（減価償却）	1台					
掃除機（減価償却）	1台					
合 計						